

議第 1 号議案

羽生市議会会議規則の一部を改正する規則

羽生市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（欠席の届出） 第 2 条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）</u>前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （欠席の届出） 第 9 1 条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）</u>	（欠席の届出） 第 2 条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> （欠席の届出） 第 9 1 条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することがで</u>

<u>前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u> (請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u>	きる。 (請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u> <u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年6月18日提出

埼玉県羽生市議会議員	江	原	博	之
〃	斉	藤	隆	
〃	柳	沢	暁	
〃	峯	寄	貴	生
〃	保	泉	和	正